別記様式第１３号（開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書）（第３４条関係）

熊大総務第　　号

令和　年　月　日

（反対意見書を提出した第三者）　様

国立大学法人熊本大学長

**反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）**

（あなた、貴社等）から令和　年　月　日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８６条第３項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示することとした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 令和　年　月　日 |
| 開示を実施する日 | 令和　年　月　日 |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国立大学法人熊本大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この決定の取消しを求める訴訟を提訴する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国立大学法人熊本大学を被告として、熊本地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞

熊本大学総務部総務課

　（担当者名）

　電　話:０９６－３４２－３１２３

　ＦＡＸ:０９６－３４２－３１１０

別記様式第１３号（第３４条関係）

**開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書の記載要領**

**１「開示請求に係る保有個人情報の名称等」**

　　開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

**２「開示することとした理由」**

　　第三者に係る情報が不開示事由に該当しないことと判断した理由又は裁量開示が必要と判断した理由を記載する。なお、本欄には、反対意見書を提出した当該第三者に係る部分のみの記載で足りる。

**３「開示決定をした日」**

　　本学において当該保有個人情報の開示を決定した日を記載する。

**４「開示を実施する日」**

　　開示を実施することが見込まれる日を記載する。

**５「本件連絡先」**

　　担当課等名、連絡先等について記載する。